# 三重県議会定例会会議録

#### 平成29年

## 三重県議会定例会会議録

## 第 11 号

○平成29年6月5日(月曜日)

#### 議事日程(第11号)

平成29年6月5日(月)午前10時開議

第1 議案第110号から議案第118号まで

[提案説明]

会議に付した事件

日程第1 議案第110号から議案第118号まで

### 会議に出欠席の議員氏名

		- 1 1.004	 1.474			
出席議員	49名					
1	番		芳	野	正	英
2	番		中凍	質古	初	美
3	番		廣		耕力	太郎
4	番		Щ	本	里	香
5	番		畄	野	恵	美
6	番		倉	本	崇	弘
7	番		稲	森	稔	尚
8	番		野	村	保	夫
9	番		下	野	幸	助
10	番		田	中	智	也
11	番		藤	根	正	典

12	番		小	島	智	子
13	番		彦	坂	公	之
14	番		濱	井	初	男
15	番		吉	Ш		新
16	番		木	津	直	樹
17	番		田	中	祐	治
18	番		野	口		IE
19	番		石	田	成	生
20	番		大ク	、保	孝	栄
21	番		東			豊
22	番		山	内	道	明
23	番		津	村		徫
24	番		杉	本	熊	野
25	番		藤	田	宜	Ξ
26	番		後	藤	健	_
27	番		北	Ш	裕	之
28	番		村	林		聡
29	番		小	林	正	人
30	番		服	部	富	男
31	番		津	田	健	児
32	番		中	嶋	年	規
33	番		奥	野	英	介
34	番		今	井	智	広
35	番		長	田	隆	尚
36	番		舘		直	人
37	番		日	沖	正	信
38	番		前	田	剛	志
39	番		舟	橋	裕	幸

40	番		三	谷	哲	央
41	番		中	村	進	_
43	番		青	木	謙	順
44	番		中	森	博	文
45	番		前	野	和	美
46	番		水	谷		隆
47	番		Щ	本		勝
48	番		Щ	本	教	和
49	番		西	場	信	行
50	番		中	Ш	正	美
(42	番		欠			番)

## 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局	長		福	田	圭	司
書	記	(事務局次長)	岩	﨑	浩	也
書	記	(議事課長)	桝	屋		眞
書	記	(企画法務課長)	稲	垣	雅	美
書	記	(議事課課長補佐兼班長)	中	村	晃	康
書	記	(議事課主幹)	Ш	北	裕	美
書	記	(議事課主幹)	松	本		昇

## 会議に出席した説明員の職氏名

知		事	Ś	鈴	木	英	敬
副	知	事	Š	渡	邉	信-	一郎
副	知	事	5	稲	垣	清	文
危機	管理統持	舌監	J	服	部		浩
総	務 部	長	ı	嶋	田	宜	浩

#### 午前10時0分開議

#### 開議

○議長(舟橋裕幸) ただいまから本日の会議を開きます。

#### 諸 報 告

○議長(舟橋裕幸) 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第110号から議案第118号まで並びに報告第23号から報告第48号までは、 さきに配付いたしました。

次に、県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書につきましては、 さきに配付いたしました。

次に、これまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の 報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたの で、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

#### 提出議案件名

議案第110号 平成29年度三重県一般会計補正予算(第3号)

議案第111号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第112号 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

議案第113号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案

議案第114号 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関す る条例等の一部を改正する条例案

議案第115号 三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案

議案第116号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第117号 中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)の維持管理に要する

#### 費用の市負担について

議案第118号 損害賠償の額の決定及び和解について

#### 議案の上程

○議長(舟橋裕幸) 日程第1、議案第110号から議案第118号までを一括して 議題といたします。

#### 提 案 説 明

- ○議長(舟橋裕幸) 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。 「鈴木英敬知事登壇」
- **〇知事(鈴木英敬)** おはようございます。

それでは、平成29年定例会6月定例月会議の議案等の説明に先立ちまして、 当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

去る4月21日から5月14日までの約3週間、第27回全国菓子大博覧会・三重、お伊勢さん菓子博2017が県営サンアリーナをメーン会場に開催され、58万人を超える多くの来場者でにぎわいました。開会式には三笠宮彬子女王殿下に御臨席賜り、すばらしいお菓子の数々が多くの人と人との御縁を結ぶことと思いますとお言葉をいただいたところです。菓子博の開催に携わった方々のおもてなしにより、人々の心がつながり、記憶に残る博覧会になったと感じており、実行委員会や関係団体をはじめ、地元自治体や県内外の菓子職人の方々、ボランティアで参加していただいた県民の皆様など、多くの方々の御協力に感謝申し上げます。

会場では、訪れた方々が芸術的な工芸菓子のできばえに目を奪われ、菓子職人の熟練のわざに感動されていました。また、県内の高等学校や専門学校の生徒が三重の食材をテーマにした工芸菓子の制作に挑戦するとともに、高校生が考案したレシピをもとに商品化された新作菓子が人気を博していました。日々研さんを重ねてこられた関係者の方々の努力が実を結ぶとともに、若い力が発揮され、菓子職人を目指す若者にとって大きな励みになったこと

と思います。

三重県は、お伊勢参りの旅人をもてなす食として街道沿いに生まれた餅菓子が有名であり、菓子博を契機に、こうした歴史のあるお菓子に加え、アオサなどの三重の特産品を使った新しいお菓子が次々と開発されました。

こうした三重の姿、三重のお菓子の魅力を多くの方々に発信できたと確信 しており、菓子博の成果を今後、県内の食関連産業の振興につなげていきます。

また、今回の菓子博では、バリアフリー対応として、期間中、問い合わせ窓口となるおもいやりセンターを設置し、来場者の皆さんの相談や依頼に対応していただいた結果、行くまでは不安だったけれど、安心して楽しめたなど、多くの感謝の声をいただきました。こうした取組を、来年開催される全国高等学校総合体育大会や4年後の国体など、大規模イベントにも生かしていきたいと考えています。

菓子博の開催と相まって、ゴールデンウイーク期間中の県内の主要観光施設の延べ入り込み客数は213万4676人となり、1日当たりの平均入り込み客数は、全県で対前年比116.7%、伊勢志摩地域では129.1%となるなど、非常に多くの方々に三重県にお越しいただきました。

また、継続的に世界に目を向ける機会を設け、県民がグローバルに活躍するきっかけとするため、伊勢志摩サミット開催日前後の2週間をみえ国際ウイークと定めたところです。5月20日から6月4日までのみえ国際ウイーク2017では、「世界を舞台に活躍するために!」をテーマとして開催した講演会やパネルトークをはじめ、県内全域で国際交流や国際理解を深める取組が行われました。

伊勢志摩サミットからちょうど1年となる5月26日に、伊勢志摩サミット記念館サミエールが志摩市の賢島駅にオープンしました。サミエールでは、大成功をおさめたサミットの記憶を呼び起こしていただけるよう、様々な工夫を凝らしています。例えば、首脳会議で使用された尾鷲ヒノキの円卓や椅子を置き、来場者の方に座っていただいたり撮影していただいたりすること

で、見るだけでなく、サミットの雰囲気を体感していただけるようにしています。また、映像や4面マルチモニターでのクイズなども取り入れ、楽しみながらサミットを学んでいただけるようにしています。さらに、カフェが併設され、サミットゆかりのメニューが提供されています。

県内外から1人でも多くの皆さんにお越しいただくとともに、特に、来館 した子どもたちが世界に目を向けるきっかけにしてほしいと願っています。

サミットで三重県の知名度が高まり、平成28年の県内の延べ宿泊者数は、速報値で1002万5000人となり、初めて1000万人の大台を超え、対前年の伸び率も全国2位となりました。そのうち、外国人宿泊者数は、速報値で約36万2000人と過去2番目となり、中でもG7構成国の宿泊者数は、対前年比147.4%と大幅に増加しました。

サミットの効果を持続的に波及させることができるよう、欧米、アジアの 富裕層やゴルフ客を対象としたプロモーションを積極的に実施するとともに、 国際会議等MICE誘致にも引き続き取り組みます。

2年前の今日、6月5日、伊勢志摩サミットの開催が決定しました。安倍 首相から直接電話をいただき、直後の会見でサミットの三重県での開催が発 表されました。三重県に新たな歴史が刻まれた日であり、サミットの開催か ら1年が経過した今、大変感慨深いものがあります。サミットの成果を生か し、選ばれる三重として進化を遂げることができるよう、オール三重でしっ かりと取り組んでいきます。

5月末から6月にかけて新しい施設を二つ開設しました。

一つは、三重県立子ども心身発達医療センターです。

県では、半世紀以上前から肢体不自由児や発達障がい児等の医療、福祉に 取り組んでおり、市町等と連携し、途切れのない発達支援体制を構築してき ました。

発達支援が必要な子どもたちが健やかに成長するには、心と体の両面から 総合的に支援することが重要であり、子どもたちやその保護者の将来への不 安や悩みなどの切実な思いに応えるため、多くの関係者の悲願であったセン ターを6月1日に開設しました。

このセンターは、県立草の実リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園、県児童相談センターの難聴児支援部門を統合した施設であり、併設する県立かがやき特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と緊密に連携しながら、医師、看護師、保育士などの様々な専門人材が協力し合って、心と体の両面から専門性の高いチーム医療を提供していきます。

また、これまでの施設にはなかった屋上スペースや坪庭、デッキに面した 大きな窓等を配置することで、子どもたちの生活空間に十分な光と風を取り 入れた明るい環境を実現しているほか、個室を増設するとともに、親子入院 室を新設するなど、子どもたち一人ひとりの状況に応じ、よりよい環境で入 院生活が送れるようになっています。

子ども一人ひとりが、その子らしく豊かな人生を送ることができるよう、 関係者が一体となり、医療、福祉、教育が連携し、子どもと家族のためにを 実現する発達支援の拠点として、期待される役割を果たしていきます。

また、人と動物が安全、快適に共生できる社会を目指し、三重県動物愛護 推進センターあすまいるを5月28日に開所しました。

これまで県には、譲渡される犬、猫を一定期間飼育する施設や治療を行う 診療設備がなく、近年、動物愛護への関心が高まる中で、こういった状況を 何とか改善したいと願う関係者の方々の協力を得て、動物愛護管理の拠点を 整備することができました。

施設は、県民の皆様が親しみやすく快適に利用できるよう、温かみのある 木造とし、譲渡される犬、猫に配慮し、飼育室を分離して配置しています。 また、ドッグランを設置するほか、災害時の県内の動物救護基地としての役 割も備えています。

今後も県内の犬、猫の尊い命を守るための取組を積極的に推進していきます。

こうした取組に加え、今年度、特に注力する取組について申し述べます。

東京オリンピック・パラリンピックは三重をPRする絶好の機会であり、 開催後のさらなる三重の発展につなげていくため、県庁内に三重県2020年東 京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業推進本部を5月12日に設 置したところであり、食の産業振興をはじめ、キャンプ地誘致などの取組に ついて全庁を挙げ総合的に推進していきます。

食の産業振興については、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、県産農林水産物の販売拡大につなげるため、5月24日に官民が一体となった東京オリパラ三重県農林水産協議会を立ち上げ、取組のキックオフとして東京オリパラ三重県農林水産品販売拡大シンポジウムを開催したところです。今後、求められる食材調達基準や海外市場での取引を見据え、GAPなどの認証取得の促進や県産農林水産物の供給体制の整備、ホテルやレストランへのプロモーションなどに取り組みます。

本県の人口は転入者数の減少傾向が続いており、社会減対策の一つとして、 市町と連携し、移住の促進に取り組んでいます。平成28年度に県内に移住し てきた方のうち、県及び市町の施策を利用した移住者の数は、前年度の実績 である124人を大きく上回り205人となりました。今年度は新たに移住促進監 を設置したところであり、部局横断的に取り組むとともに、ええとこやんか 三重移住相談センターを中心に、市町と一層連携を密にし、住まいや仕事な どに関する様々な相談にきめ細かく対応していきます。

リニア中央新幹線については、全線開業の時期が前倒しとなり新たな局面に入りました。リニア駅を核とした地域づくりを進めるため、まずは、東京一名古屋間の開業に向け、昨年度立ち上げたリニア中央新幹線東海三県一市連絡会議において、継続的に東京一名古屋間事業に関する情報収集と中部圏におけるリニアインパクトを高めるための具体的な活動の検討に取り組んでいるところです。さらに今後は、一日も早い全線開業とそのためのルート、駅位置の早期決定に向け、奈良県、大阪府との連携を強化して環境アセスメント等に係るJR東海への協力体制を整えるとともに、行政手続の簡素化等に係る国との連携を強めていく必要があると考えています。このため、5月

31日に開催したリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、速やかに3府県の連携体制構築に取り組んでいく方針を決議したところであり、現在、各府県等との協議を進めています。

三重県新地震・津波対策行動計画及び三重県新風水害対策行動計画が平成 29年度に計画期間を終了することから、これまでの取組の検証結果や熊本地 震の課題等を踏まえ、防災・減災対策検討会議での検討を重ね、両計画を一 本化した三重県防災・減災対策行動計画(仮称)を策定します。

また、熊本地震等の課題を踏まえ、大規模災害時に、国や他県等の支援を 円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるための三重県広域受援計画 (仮称)を策定します。加えて、河川、海岸堤防などの耐震対策を進めると ともに、河川の堆積土砂撤去に引き続き取り組みます。

台風などの風水害対策として、発災前から、いつ、誰が、何をするべきかを時系列で整理した、三重県版タイムラインについて、出水期を迎える6月1日から、県災害対策本部の総括部隊で使用するタイムライン試行版の運用を開始したところであり、今後、関係機関と連携しながら試行を重ねてまいります。

なお、全国知事会危機管理・防災特別委員長として、7月に改めて東日本 大震災と熊本地震の被災地を視察する予定であり、現在の復興状況や課題な どをお聞きし、被災地に寄り添った今後の活動や取組に生かしていきます。 また、この特別委員会では国民保護も担当しています。北朝鮮が国際社会の たび重なる警告を無視して弾道ミサイル発射実験を繰り返し行うことは、断 じて許されない行為であり、看過できない状況です。国民の不安が増してい ることから、有事の際に国民がとるべき行動や自治体の対応などについて、 より具体的に示されるよう、国に対し質問書を提出したところです。

高齢化が進み、医療と介護の需要が増え続ける中、誰もが住みなれた地域で、安心で質の高い医療・介護サービスを受けられるようにするためには、効率的かつ質の高い医療提供体制の確保と地域包括ケアシステムの構築が不可欠であり、医療・介護の関係機関とも連携して市町の取組を支援し、在宅

医療・介護連携を推進します。

今年度は、三重県保健医療計画、みえ高齢者元気・かがやきプラン及びみえ障がい者共生社会づくりプランなど、医療、福祉における重要な計画の改定が予定されており、市町、医療・介護関係者等と十分に連携し、合意形成を図りながら進めます。また、これまで市町が運営していた国民健康保険について、来年度から県も市町とともに運営を担い、財政運営の責任主体となることから、県民の皆様や市町に混乱が生じないよう、引き続き市町や関係団体と十分に協議を重ねながら、運営方針の策定や関係条例の整備に向けた準備を進めていきます。

平成26年度に制定された医療介護総合確保推進法の施行を受け、県や市町には、在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築が求められています。県としては、特に人口減少が進む地域においては総合診療医が重要な役割を担うものと考えており、三重大学と連携しながら総合診療医の育成と確保に取り組みます。

現在、一志病院においては、プライマリ・ケアセンターを設置し、総合診療医や看護師等の人材育成に取り組んでいます。平成27年度のあり方検討会においても、入院機能の維持や人材育成拠点としての機能等が求められていることから、地域包括ケアシステムのモデルとして、一志病院の取組に対する期待が高まっており、公的関与の必要性が認められるところです。

一方、平成21年度に策定した県立病院改革に関する基本方針では、一志病院を民間へ移譲するという方向性が示されていますが、現在求められている病院の役割や機能を前提とすると、安定した経営は厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、基本方針に沿った民間への移譲は困難であると考えており、在宅医療を含む地域包括ケアシステムについても示すこととされている次期保健医療計画の今年度中の策定にあわせ、改めて、一志病院の運営形態等について、関係者の意見もお聞きした上で、県と市の役割分担も踏まえ、今年度の早い時期にお示ししたいと考えています。

教育行政の責任を明確化するとともに、緊急時に迅速に対応できるよう、

今年度から教育委員長と教育長を一本化したところです。新たな組織体制のもと、これまでの取組により一定の成果が出てきている学力、体力の向上やグローカル人材の育成などに引き続き注力します。また、みえ家庭教育応援プランに基づき、生活習慣等の定着を図る取組や民間団体等との連携等により周知、啓発に取り組みます。さらに、家庭教育応援フォーラム(仮称)を開催し、家庭教育に関する理解を深めるとともに、市町と連携してモデル事業を実施します。

地域に開かれ信頼される学校として、保護者や地域住民が学校運営等に参画し、学校、家庭、地域が一体となった教育活動が行われるよう、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣等を通じて、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入を進めます。

いじめや暴力をなくし、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめは絶対に許さない、大人が子どもたちを徹底して守り通すというメッセージを改めて示すため、子どもたちの声を丁寧に聞きながら、子ども目線に立った三重県いじめ防止条例(仮称)を今年度中に制定します。あわせて、自他を尊重し、命を大切にする心を育む教育に取り組みます。子どもたち一人ひとりの自己肯定感を高めるとともに、全ての教職員が組織的に対応することが重要です。今後、子ども同士の話し合いや体験活動、外部機関と連携した取組などにより、子どもたちの心に響く教育を実践するとともに、教職員が様々な場面で子どもが発するサインをしっかりと受けとめられるよう、専門家による研修などにより、教職員のカウンセリングマインドの向上を図ります。

少子化対策の重点的な取組の一つである、みえの育児男子プロジェクトの一環として、毎年6月を、父の日及び男女共同参画週間にちなみ、みえの育児男子推進月間と位置づけており、イクボス養成講座を開催するなど、様々な普及啓発に取り組んでいます。また、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業経営者等で構成する、みえのイクボス同盟を昨年度発足させたところ、現在までに110を超える企業、団体の加盟がありました。引き続

き、企業等におけるイクボス推進のサポートを行うとともに、新たに男性の 育児休暇、休業取得を促進する取組を進めます。

結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向けて、若者の結婚等に関する意識調査を実施し、県の出逢い支援実施計画を策定するとともに、新たに市町との担当者会議を設置し、意識調査の結果や先進事例を共有することで、市町の結婚支援の取組を促進します。

子どもの貧困対策については、行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて把握した情報を共有、活用することにより、貧困の状況にある子ども及びその保護者を早期に発見し、包括的かつ一元的な支援が行える体制の整備を進めるとともに、子どもの貧困対策に県民の皆様が参加、協力する機運の醸成を図るシンポジウムを実施します。また、県議会の子どもの貧困対策調査特別委員会から3月にいただいた提言も踏まえ、国に対して、児童養護施設等を退所した児童の自立支援など、安定した生活が確保されるよう提言を行ったところです。

スポーツは、人々に夢と感動を与えるものです。そして、大規模なスポーツ大会を地域で開催することは、人づくりや活力ある地域づくりに大きく貢献することが期待できます。

現在、平成30年の全国高等学校総合体育大会2018彩る感動東海総体並びに 平成33年の第76回国民体育大会三重とこわか国体及び第21回全国障害者スポーツ大会三重とこわか大会の成功と三重県選手の活躍に向け、競技力の向 上や施設整備、大会準備等を加速させています。

開催が来年に迫った2018彩る感動東海総体では、大会の成功に向けて県内の高校生も主体的に企画、準備等に取り組んでおり、各学校が独自にPR活動を行うなど、機運の醸成を進めています。前年の開催県からの花の種伝達式などを行う300日前イベントについては、高校生の発案で、南北に長い三重県の3カ所で10月から11月にかけて開催することとしています。

三重とこわか国体及び三重とこわか大会については、国への提言において、 円滑な開催運営への支援や、東京オリンピック・パラリンピックで整備した 競技用具の国体等での活用を提言するとともに、国体の開催が内定した県等 9県を代表し、鈴木大地スポーツ庁長官に対して財政支援の拡充などを要望 したところです。

また、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地誘致については、市町と連携し取り組んだ結果、四日市市とカナダ体操協会との間で事前キャンプ実施に係る協定が締結されました。ラグビーワールドカップ2019の公認キャンプ地についても、鈴鹿市とともに共同申請を行ったところであり、選定に向け鈴鹿市及び三重県ラグビー協会とともに組織委員会を訪問し、三重県の優位性をアピールしました。これらのキャンプ地誘致について、引き続き実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、世界を代表する障がい者スポーツ選手の活躍を間近で見ることは、 県民の皆様の障がい者の方々への理解を深めるとともに、障がい者の方々の 意欲を喚起するきっかけにもなることから大変重要だと考えており、ボッ チャの国際大会の誘致にも取り組んでいます。また、障がい者スポーツの裾 野の拡大に向けて、県障がい者スポーツ大会等を引き続き開催するとともに、 選手の発掘や育成、練習環境の整備を進めます。

これからの三重県のスポーツ推進にとって極めて重要なスタートとなるスポーツイヤー・元年として、これらの取組も含め、様々な取組を加速していきます。

働き方改革については、官民一体となって取組を進めているところであり、 働きやすい職場環境づくりをはじめ、生産性の向上や人材確保などに取り組む中小企業等を対象とするコンサルタントの派遣や働き方改革アドバイザー による相談支援などを行うとともに、みえの働き方改革推進企業登録・表彰 制度を創設します。

企業における障がい者雇用の推進については、ステップアップカフェ Cotti菜の機能の活用、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークにお ける企業間の交流の支援などにより、企業及び県民の皆様の障がい者雇用に 関する理解をさらに深めていきます。 平成28年11月に発表した伊勢志摩サミット三重県民宣言において、四つの 決意の一つとして、ダイバーシティ社会実現への思いを表明しています。

性別や年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが社会参画し活躍できるよう施策を一層推進するとともに、社会全体で取り組む機運の醸成を図るため、県庁内に推進本部を設置したところであり、ダイバーシティ社会の実現に向けた県の考え方を示す推進方針を、年内をめどに策定し、取組を進めていきます。

引き続き、上程されました補正予算1件、条例案6件、その他議案2件、 合わせて9件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第110号の一般会計補正予算は、国費を活用した産業人材の育成、確保や、県営サンアリーナの集客力向上に取り組む事業等に要する経費として、7071万4000円を計上するものです。

歳入としては、国庫支出金について、地方創生拠点整備交付金で2300万円を、地方創生推進交付金で2000万円をそれぞれ追加するなど、合わせて4771万4000円を増額しています。また、県債について、2300万円を増額しています。

歳出の主なものとしては、国の交付金を活用して、県営サンアリーナの集 客力を向上させるため4600万円を、都市部大企業との連携強化等を図ること により、プロフェッショナル人材戦略拠点の取組を強化するため2000万円を、 それぞれ増額しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き、条例案等の諸議案について説明いたします。

議案第111号は、関係法律に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市 町が処理することについて改正を行うものです。

議案第112号及び第116号は、関係法律の一部改正に鑑み、失業者の退職手 当についての規定を整備するものです。

議案第113号は、若者の技能検定の受検料の減免に係る国の支援制度の創設に鑑み、手数料についての規定を整備するとともに、関係政令の一部改正

に伴い、規定を整理するものです。

議案第114号は、関係省令の一部改正等に鑑み、県税の特例措置について の規定を整備するものです。

議案第115号は、関係法律の一部改正に伴い、規定を整理するものです。

議案第117号は、県の行う流域下水道の維持管理に要する経費の一部について、関係市に負担を求めるものです。

議案第118号は、損害賠償の額の決定及び和解をしようとするものです。 以上で諸議案の説明を終わり、次に報告事項について説明いたします。

報告第23号から第43号までは、議会の委任による専決処分をしましたので 報告するものです。

報告第44号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき報告するものです。

報告第45号から第48号までは、平成28年度一般会計、特別会計及び企業会計のうち、翌年度へ繰り越した経費について、それぞれ繰越計算書を調製しましたので、報告するものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(舟橋裕幸) 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

#### 休 会

○議長(舟橋裕幸) お諮りいたします。明6日及び7日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(舟橋裕幸) 御異議なしと認め、明6日及び7日は休会とすることに 決定いたしました。
  - 6月8日は定刻より、議案に関する質疑を行います。

## 散

会

○議長(舟橋裕幸) 本日はこれをもって散会いたします。 午前10時28分散会